

現在で「家屋課税台帳」に登  
都市計画税は、毎年1月1日  
家屋にかかる固定資産税と

⑩10002766

**家屋を取り壊したときは  
届け出をしてください!**

**◎税を考える週間**  
11月11日(土)～17日(金)

**税**

**DATA 9月**

TAHARA

田原市のデータ

**交通事故発生件数**

- 人身29件(153件)
- 負傷32人(205人)
- 死亡0人(2人)
- 物損140件(1191件)

**窃盗犯罪発生件数**

- 侵入盗6件(34件)
- 乗物盗2件(16件)
- 非侵入盗9件(85件)

**火災・救急件数**

- 火災7件(27件)
- 救急173件(1696件)

※( )内の数字は  
平成29年の累計

**田原警察署だより**

田原警察署 ☎23-0110

**児童虐待防止のために**

ご近所の子どもや親にこんな様子はあり  
ませんか?

**生活環境の様子**

・異臭がする、昼夜を問わず怒鳴り声や泣き  
声が聞こえる。

**保護者の様子**

・厳しいしつけをする、泣いてもあやさない、乳  
幼児を置き去りにして長時間の外出をする。

**子どもの様子**

・保護者を異常に怖がる、緊張している。  
・保育園やこども園、学校の欠席が多い。

**水難救助訓練実施**

田原警察署は、県  
警航空隊、市消防署、  
地元サーファーで構  
成される安全波乗隊  
と合同で、太平洋ロ  
ングビーチにて水難  
救助訓練を行いました。



▼税務課  
☎23-3510 FAX23-0180

録されている所有者に対し課  
税されます。  
家屋を取り壊した場合は、  
必ず年内に届け出をしてくだ  
さい。届け出がない場合、取り  
壊しの確認が取れず、引き続  
き課税されてしまうことがあ  
ります。  
※12月末までに法務局で滅失  
登記を行う家屋は届け出不要

**パート収入と税**

⑩10000813

**◆パートで働く人に対する税**

収入がパート収入のみで、  
年収が93万円を超える方  
は、住民税の均等割(5500  
円)が課税されます。

また、年収が100万円を  
超える方には、この均等割に  
加え、所得割も課税されま  
す。さらに、年収が103万円を  
超えると、所得税も課税さ  
れます。

**◆配偶者控除・配偶者特別控除**

所得がある方の配偶者が  
パートで働く場合、パートに  
よる年収が103万円以下で  
あれば、『配偶者控除(所得  
税38万円、住民税33万円)』  
が受けられます。

また、年収が103万円を  
超え、配偶者控除が受けられ  
ない場合でも、141万円未  
満であれば、段階的に『配偶  
者特別控除』を受けられます。

ただし、配偶者控除と配偶  
者特別控除を併用して受ける  
ことはできません。また、合  
計所得が1000万円を超え

る年には、配偶者特別控除を  
受けることができません。

▼税務課

☎23-3509 FAX23-0180

**平成29年分青色決算等**

**説明会**

日時：12月1日(金) 午前10  
時～正午、午後1時30分～3  
時30分

場所：アイプラザ豊  
橋(豊橋市草間町字東山)

内容：記載方法の説明 **その**

他：青色申告決算書、収支  
内訳書などの用紙は国税庁HP  
(<http://www.nta.go.jp/>)  
からダウンロードできます。/  
青色申告決算書用紙は確定  
申告書の用紙に同封されます。  
(前年e-Taxで申告され  
た方は、青色申告決算書用紙、  
確定申告書用紙は郵送されま  
せん。) / 申告書の提出はe-  
Taxをご利用ください。

※お問い合わせ時、代表電話  
の自動音声は「2」を選択し  
てください。

**◆税務署へのご相談**

パソコン、スマートフォンから  
のご相談は「タックスアンサー」  
と検索、電話によるご相談は

代表電話の自動音声「1」  
を選択すると「電話相談セン  
ター」につながります。

▼豊橋税務署(豊橋地方合同  
庁舎内)  
☎(0532)526201

**個人事業税第二期分の納  
期限は11月30日です**

個人事業税の第二期分の納  
付書を11月中旬にお送りしま  
すので、最寄りの金融機関、  
コンビニエンスストア(納付  
書の納付金額が30万円以下の  
もの)または県税事務所で納  
付してください。

また、Pay-easyに対応し  
ているインターネットバン  
キングまたはATMを利用  
して納付することもできます  
ので、ぜひご利用ください。  
(ただし、領収証書が発行さ  
れません。領収証書が必要な  
方は、金融機関などの窓口で  
納付してください。)  
※口座振替をご利用の方は、  
納期限前に預貯金残高をご確  
認ください。

▼東三河県税事務所課税第一課  
☎(0532)356127